一般社団法人富山県優良住宅協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人富山県優良住宅協会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、地域工務店(住宅の新築及び既存住宅流通・リフォーム等を行う中小建築事業者をいう。)と関連事業者等を会員として構成される富山県(富山県に事業所を置く事業者及び富山県を事業領域とする事業者)の団体で、業務、技術、人材、品質、情報等の面から会員をサポートし、地域工務店と建設業界を取り巻く関連事業者と共に業界を形成し、持続的且つ、健全な発展を図り、地域の優良な住環境の整備・安定供給を促進し、もって県民生活・県民福祉の増進に寄与すると共に、これに係わる企業及び個人が相互に協調、努力し事業並びに企業の発展を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行なう。
 - 1. 地域工務店の業務支援に関する事業
 - 2. 地域工務店の技術支援に関する事業
 - 3. 地域工務店の後継者及び人材育成に関する事業
 - 4. 地域工務店の業務に関する情報等の提供に関する事業
 - 5. 地域工務店の業務に関する研修・講習に関する事業
 - 6. 住宅及びその施工の品質の確保及び、認証に関する事業
 - 7. 技術に関する資格認定試験の実施、資格の認定及び更新に関する事業
 - 8. 住宅履歴の管理及び活用に関する事業
 - 9. 特定住宅瑕疵担保責任保険の履行の確保等に関する法律、その他の法律により住宅瑕疵担保責任保険法人が行う業務の取次ぎに関する業務
 - 10. 地域工務店の経営基盤の強化等を図る事業
 - 11. 消費者の保護に係る事業
 - 12. 前各号の事業のほか、当法人の目的を達成するために適当と認められる事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を富山県富山市に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行なう。

(機関)

第6条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(会員)

第7条 当法人は、申込み又は申請により承認を得た次の会員をもって構成する。次に掲げる正会員をもって当法人の社員とする。

- 1. 正会員・・・・富山県内に本店及び事業所を有する、または富山県を事業領域とする、地域 工務店及び関連事業者等を行う法人又は個人で、当法人の目的に賛同するも の。
- 2. 賛助会員・・・当法人の目的及び事業に賛同するもの。

(入会)

第8条 当法人の成立後会員となるには、本法人の会員2名以上の推薦により理事会の承認を得なければならない。

(会費の支払義務)

第9条 会員は、会費を支払うものとし、その金額は社員総会の決議で定める。本条の会費は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「法人法」という。) 27条の経費とする。

(会員名簿)

- 第10条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置く ものとする。会員名簿をもって法人法上の社員名簿とする。
 - 2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社)

- 第11条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。
 - 1. 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを 得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
 - 2. 死亡
 - 3. 除名
 - 2 会員の除名は、正当な事由があるときに限り社員総会の決議によってすることができる。この 場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招集)

- 第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。
 - 2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決定により会長がこれを招集する。会長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により副会長がこれを招集する。
 - 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、副会長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が 署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第17条 当法人の理事の員数は、3名以上15人以内とする。

(理事の資格)

第18条 当法人の理事は、当法人の会員及び事務職員から選任する。

(監事の員数)

第19条 当法人の監事の員数は、3人以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第20条 当法人の理事及び監事は、社員総会において、総社員の議決権の3分の1を有する社員が出席し、 出席した社員の議決権の過半数をもって選任する。

(代表理事)

- 第21条 当法人に会長1人、副会長4人以内を置き、それぞれ理事会において理事の過半数をもって選定する。
 - 2 会長は、代表理事とする。
 - 3 会長は、当法人を代表し会務を総理する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により、その職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行なう。ただし、残存期間が1年以上あるときは、速やかに新たな会長を選定するものとする。

(理事及び監事の任期)

- 第22条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員 総会の終結の時までとする。
 - 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

第5章 理事会

(招集)

- 第23条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を 発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
 - 2 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により 副会長がこれに代わるものとする。

(招集手続の省略)

- 第24条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。 (議長)
- 第25条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長が あらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により、副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

- 第26条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 (理事会の決議の省略)
- 第27条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に 加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき (監事が当該提案に異議を 述べた場合を除く。) は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第28条 代表理事は、毎事業年度に3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第29条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事(代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事)及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

- 第30条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時 社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類について は承認を受けなければならない。
 - 一 事業報告
 - 二 貸借対照表
 - 三 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に

備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第31条 当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第33条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第34条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び 公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与 するものとする。

第8章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第35条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

安田 信夫ほか10名(※個人情報保護のためこのほかの設立時社員の氏名および住所はweb上では非公開)

(設立時役員)

第36条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事(会長) 安田 信夫

設立時理事

11名

設立時監事

1名

(※個人情報保護のためこのほかの設立時理事・設立時幹事の氏名および住所はweb上では非公開)

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第38条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その 他の法律の定めるところによる。